

岐阜県立学校Web会議システムの利用に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、学校間総合ネットワークを利用したWeb会議システム（以下「システム」）の利用に関し、必要な事項を定める。

2 目的

効率のよい教職員研修や会議、効果的な教育活動を実現するため、遠隔研修や会議、遠隔授業等でシステムを活用する。

3 利用者

システムを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県立学校の教職員及び児童生徒
- (2) 教育委員会事務局の職員
- (3) その他、教育研修課長が認めた者

4 利用形態

- (1) 総合教育センター及び各学校間で行う研修や遠隔会議、遠隔授業等
- (2) その他、教育研修課長が認めた活動

5 利用方法

- (1) 「WebEx Meeting Center」により、会議室を利用する場合には、会議主催者が学校間総合ネット内のグループウェアで、事前に利用の予約を行うものとする。
- (2) アプリ「Webex Teams」により、会議を実施する場合には、あらかじめ学校代表アカウントを登録し、会議実施後、利用実績（別紙1）を教育研修課長へ提出するものとする。諸事情によりアカウントを複数登録した場合は、登録報告（別紙2）を教育研修課長へ提出するものとする。
- (3) 利用に当たっては、システムマニュアル等に基づき適切に行うものとする。

6 個人情報の取り扱い

利用者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとする。

7 録画

必要に応じて録画をする場合には、必ず事前の許諾を得るものとする。

8 禁止事項

システムを利用して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人を誹謗・中傷すること
- (2) 他人の著作権、肖像権、知的財産権を侵害すること
- (3) 営利、政治、宗教活動を目的とすること
- (4) その他第2項の目的に反するような行為

9 その他

この要綱に定めるもののほか、システムの運用に必要な事項は、教育研修課長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成３０年６月１１日から施行する。